

公 告 日
令和 6 年 4 月 26 日

今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）第5条の規定に準じ、次のとおり一般競争入札を執行するので、同規則第6条第1項の規定により公告します。

今治市地域公共交通活性化協議会
会 長 土 居 忠 博

1 業務概要

（1）業務名

今治市地域公共交通計画改訂業務

（2）業務の目的

本業務は、今治市における地域公共交通の維持・確保を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、地域交通のマスタープランである「今治市地域公共交通計画」を改訂するとともに、今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営等の支援を行うことを目的とする。

（3）業務内容

仕様書に記載のとおり

（4）履行期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

当該入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- （1） 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （3） 公告日から落札決定の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- （5） 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3

一般競争入札公告文

号までの規定に該当しない者

- (6) 令和元年度以降において、今治市地域公共交通計画改訂業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績（実施中のものも含む。）を有する者。

3 担当部署

今治市地域公共交通活性化協議会事務局
（今治市役所地域振興部地域振興課内）
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
TEL：0898-36-1514
FAX：0898-32-5211
E-MAIL：chiiki@imabari-city.jp

4 スケジュール

公告	令和6年4月26日
質問受付締切	令和6年5月7日
質問回答	令和6年5月9日までに回答予定
申込受付締切	令和6年5月13日
参加資格等確認通知書	令和6年5月17日までに発送予定
入札	令和6年5月21日

5 仕様書等の配布

- (1) 配布開始日
令和6年4月26日（金）から令和6年5月13日（月）
- (2) 配布場所
ホームページ
アドレス <https://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/info/001/>
- (3) 配布方法
前記(2)のホームページからダウンロードするものとします。

6 説明会

説明会は開催しないこととします。

7 質問及び回答

- (1) 質問
ア 提出期間
令和6年4月26日（金）から令和6年5月7日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで（必着）

一般競争入札公告文

イ 提出場所

前記「3 担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、質問回答書（様式1号）を持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出することとします。（ファクシミリ又は電子メールの場合は、前記「3 担当部署」に着信を確認してください。）

なお、口頭又は電話による質問は受け付けないこととします。

(2) 回答

令和6年5月9日（木）17時15分までに質問者全員に対する電子メール及び前記「3 担当部署」の窓口での閲覧により回答することとします。

8 入札申込受付

(1) 提出期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月13日（月）17時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで（必着）

(2) 提出場所

前記「3 担当部署」

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績証明書

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

9 入札日

(1) 開札の日時

令和6年5月21日（火）13時30分から

(2) 開札の場所

今治市役所第1別館10階101会議室

(3) 予定価格の公表

予定価格は、公表しません。

(4) 入札書の提出方法

入札書を作成して封かんし、氏名、入札事項名及び入札書であることを表記の上、前記の日時に前記の場所に提出してください。

(5) 入札方法等

ア 入札回数は、2回とします。

一般競争入札公告文

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載してください。

10 入札保証金及び契約保証金

- （1） 入札保証金については、今治市契約規則第10条第2号により免除とします。
- （2） 契約保証金については、契約金額の10分の1以上とします。ただし、今治市契約規則第61条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付は免除とします。

11 入札の無効等

入札参加資格のない者がした入札並びに今治市契約規則、今治市一般競争入札実施要領及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

12 落札者の決定方法

- （1） 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- （2） 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

13 契約書作成の要否 要

14 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が「1 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがあります。

15 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、仕様書、現場等について不明を理由として異議を申し立てることができません。

16 その他

公告に定めのない事項については、今治市契約規則等の規定によるものとします。